

(第2回 介護保険料の在り方等に関する検討会)

平成19年6月5日  
神戸市

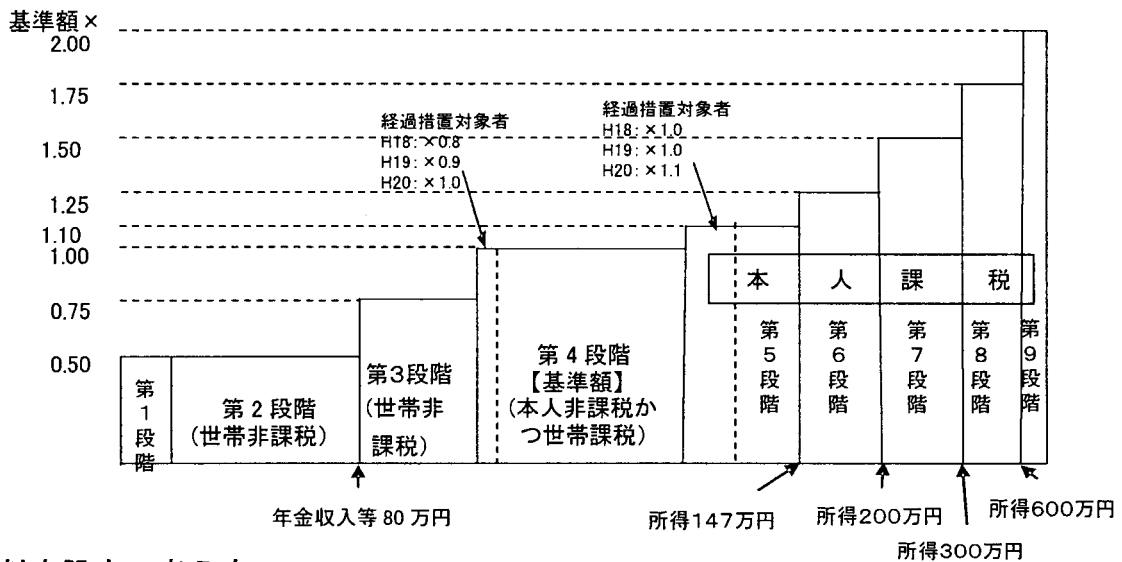
## 介護保険料に係る神戸市の取り扱い等について

### 1. 本市における第3期保険料の考え方

#### (1) 9段階制の導入

段階設定について、国の標準的な段階数は6段階となっているが、課税層については、市町村の判断でより細かな分割が設定できることとなったため、本市では、所得の低い方や税制改正の影響を受ける方への配慮を行うため、9段階制（17年度までは5段階制）を採用している。（基準額：1期3,137円→2期3,445円→3期4,694円）

平成18～20年度 神戸市の第1号保険料の段階設定のイメージ図



#### (2) 料率設定の考え方

税制改正の影響を受ける方については、政令に基づく経過措置（高齢者の非課税限度額措置廃止への対応）の導入以外に、公的年金等控除の見直しに対応するため、本人課税ランクの最小ランクについて、国基準の料率1.25を下回る1.1を本市独自に設定している。

一方、17年度までの最高ランク（第5段階）の料率は1.5であったが、18年度からの最高ランク（第9段階）の料率は、2.0としている。

これは、所得の低い方や税制改正の影響を受ける方に配慮する必要があったため、所得の高い層の方には応分の負担をしていただく必要があると判断したものである。

具体的には、2.0の料率については、17年度と18年度の保険料額の比較において、全ての保険料段階での上がり幅を2倍以内に抑え、他の段階の上がり幅のバランスを配慮したものであり、最終的には他都市の動向等も踏まえた上で設定した。

※第9段階（2.0）の保険料額は、従来の第5段階（1.5）に対し、月額で1.81倍上昇

(5,168円(1.5) → 9,388円(2.0))

※税制改正の影響を受ける方（第5段階1.1）は、従来の第2段階（0.75）に対し、

月額で1.99倍上昇

(2,584円(0.75) → 5,164円(1.1))

## 2. 現行の保険料算定方式の課題

### (1) 課税・非課税を前提とした負担区分

- ・今回の税制改正により、収入額は前年と変わらないが、非課税から課税になった方が多く生じたことに伴い、一部の方について大幅に保険料が上昇した方が生じた。

※特に、本人非課税→本人課税の方は、保険料段階が2段階上昇(0.75→国基準1.25)。

- ・課税・非課税を前提とする限り、将来も税制改正の影響を受けやすい。

### (2) 世帯概念に基づく負担区分

- ・個人単位での保険料賦課にもかかわらず、その算定にあたっては、世帯概念を導入していることについて、市民から理解されにくい。

※老夫婦世帯について、夫が課税で妻が非課税の場合、妻の保険料段階は、課税ランク。

- ・収入が年金のみの世帯など、いわゆる逆転現象が生じるケースが考えられる。

<年金収入ベースで比較した保険料段階：収入は全て年金のみ>

世帯A 夫 160 万円 (第3段階)、妻 70 万円 (第2段階) 計 230 万円

世帯B 夫 220 万円 (第5段階)、妻 0 円 (第4段階) 計 220 万円

- ・保険料の賦課期日を4月1日としているが、世帯員情報についても4月1日で固定しているため、4月2日以降に、世帯員の死亡など世帯構成の変動があっても年度中は保険料に反映されない。

<世帯異動があった場合の保険料段階：収入は全て年金のみ>

賦課期日(4月1日) 夫 220 万円 (第5段階)、妻 0 円 (第4段階)

↓

8月に夫が死亡

夫 保険料(第5段階)を7月末まで支払い

妻 保険料(第4段階)を翌年3月まで支払い

※妻は非課税にも関わらず、世帯課税ランクの保険料を年度末まで支払う必要がある

### (3) 応益・応能負担の在り方

- ・低所得者世帯の保険料額について、介護の方が国保より高いケースがある。所得に比例した保険料の負担の幅に関し、応益・応能負担の在り方についての議論が必要。

※国保と介護の低所得者の負担額比較(本市における一人世帯の例)

・介護(第1・第2段階) → 28,164 円(年額)

・国保(7割減額) → 17,440 円(年額) <18年度保険料>

## 3. 現行事務の運用について

### (1) 現行の介護保険料の税情報の取り扱い

65歳以上の被保険者の介護保険料は、市税務当局から、被保険者の税情報(課税・非課税、合計所得金額等)の提供を受け、その情報をもとに保険料の算定を行っており、比較的軽易な事務運用である。税情報の利用にあたっては、個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報保護審議会での承認を得れば、利用可能となる。

## (2) 所得の把握ができない方への対応について（本市の対応）

### ア. 介護保険部局での対応

税の申告義務のない方のうち、所得の把握ができない方（本市の場合、合計所得33万以下の方）についての介護保険料は、国通知に基づき（※）、非課税者として対応。

ただし、市条例に基づく生活困窮者に対する市独自減免については、年収額を基準に判定しているため、収入額を記載した申請書の提出を求めている。

※ <厚労省の平成12.2.9付事務連絡>

第1号被保険者の保険料の賦課に当たっては、市町村民税の申告義務がある者か否かに関係なく、市町村民税が現に課税とされているか否かで判断することが適当である。

### イ. 国民健康保険部局での対応

国民健康保険料の所得割分は、本市の場合、市県民税額に料率を乗じた額となるが、税の申告義務のない方のうち、所得の把握ができない方（本市の場合、合計所得33万以下の方）については、税額がないので所得割保険料は算定しない。一方、保険料の均等割・平等割に係る法定減額制度は、所得の把握ができないため、軽減を受けることができない。このため、収入額を記載した申請書の提出を求めている。

### 所得の把握ができない方への保険料賦課

	保険料の賦課	減免の取扱い
介護保険料	非課税ランクの段階に設定。	市独自減免については、収入額を記載した申請書の提出を求めている。
国民健康保険料	所得割保険料は算定しない。	法定減額制度については、収入額を記載した申請書の提出を求めている。

### 税制度における所得把握について（本市の対応）

	内 容	市民税課税	市民税非課税
申告義務有	・給与所得以外に所得のある者 ・公的年金等に係る所得以外に所得のある者	合計所得35万超の者 (単身の場合)	合計所得33万超、35万以下の者 (単身の場合)
	・合計所得33万超の者	※障害者、寡婦・寡夫等については合計所得が125万超の者	※障害者、寡婦・寡夫等については合計所得が33万超125万以下の者
申告義務無	・給与所得のみの者 ・公的年金等に係る所得のみの者	合計所得35万超の者 (単身の場合)	合計所得35万以下の者 (単身の場合)
	・合計所得33万以下の者 (神戸市条例において申告義務が不要となっている者)	—————	合計所得33万以下の者

介護保険料 賦課段階別人数の推移

19. 5. 31

	段階	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	段階
生活保護 老齢福祉 年金	1 (0.5)	11,006人 4.2%	11,897人 4.4%	12,761人 4.5%	13,537人 4.7%	14,253人 4.8%	14,941人 4.9%	15,369人 4.8%	1 (0.5)
世帯 非課税	2 (0.75)	92,055人 35.4%	98,167人 36.2%	104,544人 37.2%	110,611人 38.4%	116,342人 39.2%	122,253人 39.8%	62,008人 19.4%	2 (0.5)
								35,411人 11.1%	3 (0.75)
世帯課税 本人非課 税	3 (1.0)	75,228人 28.9%	77,012人 28.4%	78,151人 27.8%	78,504人 27.3%	79,405人 26.8%	81,067人 26.4%	81,963人 25.7%	4 (1.0)
本人課税 所得 200 万未満 (※1)	4 (1.25)	50,992人 19.6%	53,320人 19.7%	55,300 19.7%	43,773人 15.2%	45,339人 15.3%	47,381人 15.4%	37,654人 11.8%	5 (1.1)
								28,952人 9.1%	6 (1.25)
本人課税 所得 200 万以上 (※1)	5 (1.5)	31,040人 11.9%	30,547人 11.3%	30,201人 10.8%	41,625人 14.5%	41,450人 14.0%	41,879人 13.6%	31,288人 9.8%	7 (1.5)
								17,132人 5.4%	8 (1.75)
								9,117人 2.9%	9 (2.0)
合 計		260,321 人	270,943 人	280,957 人	288,050 人	296,789 人	307,521 人	318,894 人	合 計

※ ( ) 内は保険料料率

※1 第4、5段階の境界：12～14年度は250万円、15～17年度は200万円

※18年度の税制改正の影響による経過措置対象者は、それぞれ第4、5段階の人数に含む